

栃木県警察公舎管理要綱の制定について（例規通達）

平成21年12月15日

栃会第9号例規通達

栃木県警察の公舎の管理に関して、他の規定に定めるもののほか、必要なことを定めたもの。

- ・ 公舎使用者は、入退舎に際して公舎を点検し、公舎修繕の費用負担を判断するための公舎点検カードを作成すること
- ・ 待機宿舎、職員住宅及び独身寮に入舎する者は、互選により公舎責任者を選任して公舎管理者に届け出ること
- ・ 公舎責任者は、防火管理者を選任して公舎管理者に届け出ること
- ・ 防火管理者は、消防計画を作成し、自営消防隊を編成するとともに、避難訓練、防火施設の点検を行うこと